

社会保険

ふくい

2018年
2・3月号



福井の建物

福井商工会議所ビル(福井市西木田)

福井商工会議所の源流「福井商法会議所」は、明治13年、全国で12番目に設立されました。現在のビルは平成5年に市内大手からこの地に移転新築されました。

画/松宮 実

(株)松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

職場内で回覧しましょう

協会けんぽからのお知らせ

平成30年度 生活習慣病予防健診の予約が始まります!

3月1日(木)から

35～74歳の加入者ご本人(被保険者)の方を対象とした【平成30年度生活習慣病予防健診】の予約が始まります。年度内1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助いたしますので、7,038円で健診を受けられます。ぜひご活用ください。

協会けんぽ福井支部のホームページで健診機関を確認し、3月1日から電話で予約できます!

予約・申込の流れ

- 1 希望する健診機関に予約
- 2 申込書を作成
- 3 申込書を協会けんぽに提出

3月1日
から

健診機関は協会けんぽ福井支部のホームページで確認できます。



申込書は3月下旬に協会けんぽから届きます。



「インターネットサービス」から申し込むこともできます



健診日が近づいたら、健診機関から受診のご案内が届きます

※定員に達し次第受付終了となる健診機関もありますので、ご了承ください。

申込書のダウンロードや健診機関の確認は協会けんぽ福井支部のホームページからどうぞ!

協会けんぽ 福井支部



ここをクリック!



生活習慣病予防健診は、定期健診の項目を含んでいます。
メリットいっぱいの生活習慣病予防健診をぜひご活用ください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8304
保健グループ

「医療費のお知らせ」をお送りしました

協会けんぽ福井支部では、加入者(被保険者および被扶養者)の皆様に、健康に対する意識を高めていただき、健康保険事業の健全な運営を図るため、平成30年2月に「医療費のお知らせ」をお送りしました。

★「医療費のお知らせ」を受け取ったことによる手続きは必要ありません。

どこに送っていますか？

事業主様宛に、世帯ごとの封筒に入った状態でお送りしました。

被保険者様の勤務先の事業主様は、開封せずに、被保険者の方にお渡しください。

※任意継続被保険者の方にはご自宅宛にお送りしました。

いつの情報が記載されていますか？

「医療費のお知らせ」にはおもに平成28年10月診療分から平成29年10月診療分までの内容を記載しています。

※平成28年12月から平成29年12月までの間に協会けんぽ福井支部で受け付けた診療報酬明細書等(レセプト・柔道整復施術療養費等)に基づいて作成しています。



何が記載されていますか？

「医療費のお知らせ」には加入者の皆様が病気やケガをし、健康保険を使って医療機関等にかかった際に窓口で支払った「加入者の支払い額」や、協会けんぽから医療機関等へ支払った「協会けんぽからの支払い額」等を記載しています。「協会けんぽからの支払い額」は皆様の保険料からお支払いしています。

平成29年分
から

「医療費のお知らせ」が医療費控除の手続きで使えます

多額の医療費等を支払ったときに確定申告をすることで所得税が還付される「医療費控除」。従来は申告時に医療費等の領収書を添付していましたが、平成29年分からは、「医療費のお知らせ」を添付書類として使用できるようになりました。

医療費等の領収書は添付不要、
『医療費控除の明細書』を
添付します

平成29年分の確定申告から、医療費等の領収書が添付不要になりました。国税庁のサイトなどから『医療費控除の明細書』をダウンロードし、明細を記入してください。

ただし、領収書は5年間保管する必要があります。

※経過措置として、3年間は従来の領収書による申告も可能です。

▼『医療費控除の明細書』

協会けんぽ福井支部発行の
『医療費のお知らせ』が
活用できます

協会けんぽ福井支部が発行する『医療費のお知らせ』(原本)が活用できるようになりました。『医療費控除の明細書』に添付することで、明細の記入を省略できます。

※「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費(11～12月診療分等)については、領収書に基づいて「医療費控除の明細」を記入する必要があります。

『医療費のお知らせ』は大切に保管しておきましょう。

●詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。住所地を管轄する税務署へお問い合わせください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8303
レセプトグループ

協会けんぽからのお知らせ

勤め先を退職されるときは 健康保険の手続きをお忘れなく!

退職後の健康保険には、下記の3種類がありますが、それぞれ加入条件や保険料額が異なります。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	協会けんぽ福井支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	- 退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上必要 - 退職日の翌日から20日以内に手続きしてください	- ご家族が加入している健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります ※ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	- 保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります ※離職理由により保険料が軽減されることがあります ※お住まいの市区町村により保険料額が異なります	原則、退職前に負担していた保険料を2倍にした額になります ※詳細は協会けんぽ福井支部のホームページをご覧ください	被扶養者の保険料負担はありません

退職の際の手続き

3・4月は、退職や就職などにより手続きが多くなります。スムーズな手続きのためにも、従業員の方に保険証返却の流れなどについてお伝えいただきますようお願いいたします。

保険証が使えるのは退職日まで

在職時の保険証は、退職日までしか使えません。被扶養者であるご家族の保険証も同様です。

注意! 誤って失効した保険証で受診すると、
医療費(総医療費の7～9割)をご返納いただくことになります。

退職日がきたら、保険証をすみやかに返却



退職後、任意継続を申請された場合

日本年金機構で喪失処理が完了してから任意継続の保険証が発行されます。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8302
業務グループ

知っていますか？ 国民年金保険料

学生納付特例制度のポイント

ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

- 学生のために、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

所得の少ない学生の方が、国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。
保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

- 対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校※に在学する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

〈所得のめやす〉 **118万円 + 扶養親族等の数×38万円** で計算した額以下である場合



ポイント2 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

- 将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います

	老齢基礎年金		障害基礎年金(注1)・遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×(注2)	○
未納	×	×	×

(注1) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

(注2) 保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。

ポイント3 手続きはどうするの？

- 申請の流れ

- 1 申請書は、市区町村役場、年金事務所、日本年金機構のホームページで入手できます。
申請には学生証(写)または在学証明書が必要です。
- 2 提出先は、住民票を登録している市区町村役場になります。
- 3 申請後、日本年金機構から承認または却下通知書をお送りします。
なお、却下通知書が届いた際は、保険料の納付をお願いします。
- 4 申請により承認された場合、原則として承認期間は4月～翌年3月の1年間で、毎年度申請が必要です。



ポイント4 手続きをしないとどうなるの？

- 万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります

年金は、老後に受け取るだけではありません。万一、病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行っていないと、障害年金が受け取れなくなる可能性があります。

障害基礎年金(平成29年度年金額) 974,125円(1級) 779,300円(2級)

国民年金加入中の病気やけがで、一定の障害状態にある間は、障害基礎年金を受け取れます。

- お問い合わせ先(自動音声案内でご案内しています)

各年金事務所「国民年金課」 福井0776(23)4516 武生0778(23)1124 敦賀0770(23)9902

日本年金機構からのお知らせ

事業主の
皆様へ

4月は採用の多い月です

厚生年金・健康保険の 手続きをお忘れなく!

新入社員を採用したときは「被保険者資格取得届」や「被扶養者(異動)届」をご提出ください

就職や退職など、3月・4月は異動の多い時期です。従業員を採用したときは、被保険者資格に関する手続きを忘れずに行ってください。また、従業員の家族が被扶養者となる場合など、被扶養者に異動があったときにも、手続きを忘れずをお願いします。

被保険者

●従業員はすべて「被保険者」となります

適用事業所に常時使用される人は、その人の意思・国籍・報酬の多少などに関係なく、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

パート・アルバイト勤務の方についても、1週間の所定労働時間および1ヵ月の所定労働日数が一般従業員の4分の3以上ある方は被保険者となります。また、一般従業員の4分の3未満であっても、次の条件を満たす方は被保険者となります。

条件

- ① 1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること
- ② 1ヵ月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること
- ③ 雇用期間の見込が1年以上であること
- ④ 学生でないこと

従業員501人以上の会社で働いている方

社会保険の加入対象になります。

従業員が500人以下の会社で働いている方

勤め先の会社において労使で合意がなされれば、社会保険の加入対象になります。

●「資格取得届」を必ず提出してください

被保険者の資格は、届出をして保険者の確認を受ける必要がありますので、資格取得日(P.7参照)から5日以内に「被保険者資格取得届」を提出してください。

提出先：事業所の所在地を管轄する年金事務所

郵送の場合は、福井事務センターへ直接送付してください。

〈送付先〉〒910-8573 日本年金機構福井事務センター ※郵便番号と事務センター名のみで届きます。

資格取得届 提出時に 必要な書類

- ① 被扶養者がいる場合…被扶養者(異動)届
- ② 60歳以上の退職後継続再雇用の場合(原則として資格喪失届と同時に提出)
 - ・退職したことがわかる書類(就業規則の写し等)
 - ・再雇用時の雇用契約書または事業主の証明書等
- ③ 国保組合加入者の場合…適用除外申請書
- ④ 70歳以上の場合…70歳以上被用者該当届

注意事項

- ① 従業員の基礎年金番号がわからないときは、「年金手帳再交付申請書」も一緒に提出してください。
- ② 試用期間中でも上記の一定条件を満たしていれば、採用時からの被保険者となります。
- ③ 資格取得日が受付日から60日以上遡及する場合は、出勤簿(役員の場合は株主総会の議事録)および賃金台帳の写しの添付が必要になります。

日本年金機構からのお知らせ

被保険者の資格取得日

被保険者の資格は、「事実上の使用関係が始まった日^{*}」に取得します。
具体的には次のとおりです。

① 適用事業所に使用されるようになった日

② パートから常用になった日 等

(注) 入社後、一定の試用期間や研修期間が設けられている場合でも、事実上の使用関係が発生しますので、入社の日から被保険者となります。

※「事実上の使用関係が始まった日」とは

報酬が発生する日をさしますが、具体的には、給料の支払い方法によって次のとおり異なります。

(例) 4月1日に採用され、4月10日から勤務した場合

① 1ヵ月分の給料が支払われる場合→資格取得日は4月1日

② 給料が日割計算で支払われる場合→資格取得日は4月10日



●年金事務所からの通知については、被保険者の方へ確実にお知らせください。

日本年金機構のホームページもご覧ください。<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

従業員の方(被扶養配偶者含む)が 引っ越しをしたときは 「住所変更届」をご提出ください

日本年金機構では「ねんきん定期便」を皆様のご自宅にお送りしております。

このお知らせは、日本年金機構から年金加入中の皆様へ直接お送りすることになるため、従業員やその被扶養配偶者の方の住所に変更があったときは、すみやかな住所変更届の提出についてご協力をお願いいたします。

※届出済みの住所が不明の場合は、日本年金機構で管理している住所を一覧表または磁気媒体で提供いたしますので、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

**健康保険のみ加入の方(70歳以上75歳未満の方)も、
住所に変更があったときは、住所変更届を年金事務所へ提出してください。**

※住所変更届は複写式になっており、配偶者(第3号被保険者)の手続きも併せて行えます。該当する場合は忘れずにご提出ください。

●お問い合わせ先：各年金事務所「厚生年金適用調査担当課」

福井0776(23)4512(自動音声案内) 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901

キャロットラペ

●材料(2人分)

にんじん 1/2本
セロリ 1/4本
A
オリーブオイル 小さじ2
穀物酢 小さじ1
はちみつ 小さじ1/2
塩 小さじ1/4
こしょう 少々
粒マスタード 小さじ1
くるみ 6g
イタリアンパセリ 適量

●作り方

- ① にんじんは千切り、セロリは斜め薄切りにし、塩(分量外)でもむ。
- ② Aを混ぜ合わせ①と和える。くるみを砕いて加え、さらに混ぜる。
- ③ 器に盛り、イタリアンパセリを散らす。

Pick
up

にんじん

春になると登場する新にんじんは、甘みがあってやわらかく、みずみずしいのが特徴です。にんじんに含まれるビタミンEは血流をよくし、冷え性を改善する働きが期待できます。

料理制作／北嶋佳奈(管理栄養士・フードコーディネーター)
撮影／福岡 拓 スタyling／寺門久美子



INFORMATION

●年金事務所相談のご案内

	日	月	火	水	木	金	土
2月	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	1	2	3
3月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
4月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	1	2	3	4	5

■ 8:30～17:15
■ 8:30～19:00(相談時間を延長)
■ 9:30～16:00(休日相談日)

●出張相談所の受付日時

必ず受付時間内にご来場ください

(注) 12:00～13:00は休憩時間とさせていただきます。

- 勝山市民会館
3月 8日(木) 10:00～15:30
4月12日(木) 10:00～15:30
- 坂井地域交流センター(いねす)
2月15日(木) 10:00～15:30
3月15日(木) 10:00～15:30
4月19日(木) 10:00～15:30
- 大野商工会議所
2月22日(木) 10:00～15:30
3月22日(木) 10:00～15:30
4月26日(木) 10:00～15:30
- 小浜市文化会館4階(小浜市役所横)
2月22日(木) 10:00～15:00
3月 8日(木) 20日(火) 10:00～15:00
4月12日(木) 26日(木) 10:00～15:00

街角の年金相談センター福井(オフィス)

福井市手寄1-4-1AOSA2階 月～金曜日9:00～17:15

年金事務所・出張相談所の年金相談予約を実施しています。ぜひご利用ください!

お申し込みはこちら

福井年金事務所 0776(23)4518(自動音声案内) 武生年金事務所 0778(23)1126(自動音声案内)
敦賀年金事務所 0770(23)9905

健康保険・厚生年金保険

保険料は納付期限までに納めましょう!

被保険者の皆様とご家族の医療費や公的年金は、皆様から毎月納めていただく健康保険料および厚生年金保険料を財源としています。

このため、保険料を納付期限までに納めていただくことが大切となります。

社会保険料の納付には便利で確実な「口座振替」をぜひご利用ください

毎月の保険料を、指定の金融機関の預金口座から振替で納めていただきますと、金融機関などの窓口に行く手間が省けるうえ、納付忘れもなく、大変便利です。

●お問い合わせ先

各年金事務所「厚生年金徴収担当課」 福井0776(23)4513(自動音声案内) 武生0778(23)1125 敦賀0770(23)9901

〈記事提供〉 福井県内年金事務所 全国健康保険協会福井支部

平成30年2月15日 〈発行〉 一般財団法人 福井県社会保険協会 ☎0776(53)8016 FAX 0776(53)8112

<http://www.fukui-shahokyo.jp>